五　検知器具及び保護具の取扱方法	一　（略） 二　大学等において医学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上検知器具及び保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
（略）	（略）
八　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	一　（略） 二　大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上法律に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。

別表第五（第九十三条関係）

危険作業講習	講習科目	条件
一　フォークリフトの運転に関する講習	一　フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、工作、検査若しくは整備に関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	（略）	（略）
	四　船員法その他の船員の安全及び衛生に関する法令	大学等を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後一年以上産業安全の実務の経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
三　クレーン等による玉掛け作業講習	（略）	（略）
	二　クレーン等の玉掛けに必要な力学	大学等において力学若しくは応用力学に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）

五　検知器具及び保護具の取扱方法	一　（略） 二　大学等において医学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上検知器具及び保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
（略）	（略）
八　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	一　（略） 二　大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上法律に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。

別表第五（第九十三条関係）

危険作業講習	講習科目	条件
一　フォークリフトの運転に関する講習	一　フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、工作、検査若しくは整備に関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	（略）	（略）
	四　船員法その他の船員の安全及び衛生に関する法令	大学等を卒業した者で、その後一年以上産業安全の実務の経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
三　クレーン等による玉掛け作業講習	（略）	（略）
	二　クレーン等の玉掛けに必要な力学	大学等において力学若しくは応用力学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において力学若しくは応用力学に関する学科を選択して卒業した者で、その後